

使用状況について

厚生労働省のホームページに、後発医薬品の使用割合についてのデータが公表されています。市町村別の使用割合や、都道府県別の使用割合を知ることが出来ます。

奈良県は、
後発医薬品使用割合が、平成29年5月現在

67.8%で **全国36位**です

【全国上位の都道府県】

1位:沖縄県 80.3%

2位:鹿児島県 76.7% 3位:岩手県 75.5%

市町村ごとの後発医薬品使用状況

市町村によっても、使用割合に差があります。

右図のなかで、ピンク色が濃いほど使用割合の高い市町村になります。

- …70.0%以上
- …65.0%～70.0%
- …65.0%未満
- …データ無し

※調剤薬局が無い等の理由でデータ無し

集計結果はこちら

参考 厚生労働省ホームページ
「調剤医療費の動向調査：集計結果」

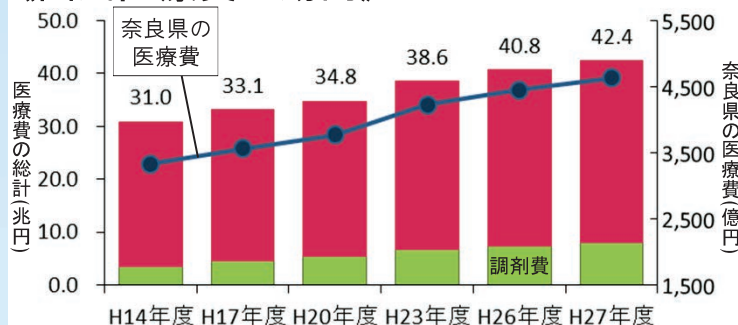


後発医薬品 集計結果

検索

明日の日本のため、 右肩上がりにストップを！

《国民医療費の動向》



出典:厚生労働省HP国民医療費:結果の概要を基に作成

奈良県の一人当たりの医療費は、
34.0万円で**全国25位**です。(平成27年度)

療養担当規則での規定

【保険医療機関及び保健医療養担当規則】

保険医は投薬を行うに当たっては、

- ・後発医薬品の使用を考慮する。
- ・患者に後発医薬品を選択する機会を提供する。

等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。旨が規定されています。

【保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則】

保険薬剤師は、保険医が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、

- ・後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。
- ・後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

旨が規定されています。

リーフレットに掲載されている ホームページへのリンクはこちら

奈良県後発医薬品安心使用促進協議会
奈良県医療政策部薬務課内
〒630-8501 奈良市登大路町30
電話:0742-27-8670

奈良県 ジェネリック

検索



医療従事者向けリーフレット 後発医薬品を取り巻く現状

～奈良県の現状と
使用促進の取り組みについて～

後発医薬品について、詳しい
情報を知ることが出来る

ホームページを紹介

しています。

※QRコードからもアクセス出来ます



©NARA pref.

薬務課facebookにもリーフレットを掲載中！

リーフレットをお読みいただいたら、



いいね！をお願いします！

「**ならの薬務課 facebook**」で検索♪



奈良県

差額通知について

全国健康保険協会や各市町村などの国民健康保険の保険者が差額通知を実施しています。
県内の国民健康保険の保険者である39市町村中32市町村が差額通知を実施しています。

後発医薬品の使用促進に対する差額通知の効果

- 患者さんにとって、後発医薬品使用による支払い軽減効果がわかる
- 患者さんが医薬品を選択する際の選択肢を増やすことが出来る
- 国の医療費の軽減につながる

健保 太郎 様

ジェネリック医薬品をお使いいただくとあなたの窓口負担額を減らすことができます

平成〇〇年〇〇月 に処方されたお薬のうち、以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合 **お薬代の軽減可能額 〇〇〇円～**

平成〇〇年〇〇月 診療分で処方されたお薬(先発医薬品)	ジェネリック医薬品に変更することで軽減できるお薬代																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関/薬局</th> <th>お薬名</th> <th>お薬代(前負担)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">薬局</td> <td>〇〇錠150mg</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇クリーム0.3%</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇錠100 100mg</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">薬局</td> <td>〇〇テープL40mg 10cm×14</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関/薬局	お薬名	お薬代(前負担)	薬局	〇〇錠150mg	〇〇〇	〇〇クリーム0.3%	〇〇〇	〇〇錠100 100mg	〇〇〇	薬局	〇〇テープL40mg 10cm×14	〇〇〇	合計	〇〇〇	<table border="1"> <tbody> <tr><td>〇〇〇</td></tr> <tr><td>〇〇〇</td></tr> <tr><td>〇〇〇</td></tr> <tr><td>〇〇〇</td></tr> <tr><td>〇〇〇</td></tr> </tbody> </table>	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
医療機関/薬局	お薬名	お薬代(前負担)																			
薬局	〇〇錠150mg	〇〇〇																			
	〇〇クリーム0.3%	〇〇〇																			
	〇〇錠100 100mg	〇〇〇																			
薬局	〇〇テープL40mg 10cm×14	〇〇〇																			
	合計	〇〇〇																			
〇〇〇																					
〇〇〇																					
〇〇〇																					
〇〇〇																					
〇〇〇																					

このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更をご検討いただく際の参考としてお送りしているものであり、必ずしもジェネリック医薬品に変更していただかなければいけないものではありません

患者さんが受け取っている差額通知のイメージです。

※画像は全国健康保険協会(協会けんぽ)が作成している差額通知のイメージです。

後発医薬品の品質情報について

情報提供システムについて

日本ジェネリック製薬協会のホームページにて、後発医薬品の添付文書等が請求できる「情報提供システム」があります。

資料請求可能なもの

添付文書、インタビューフォーム、生物学的同等性、溶出試験、安定性試験、配合変化試験、製剤写真、品質情報概要

注) 一部製剤によって作成していない資料があります。

情報提供システム 製品検索～資料請求 製品選択型差額計算 各社の「お

製品検索 <製品選択> <選択内容確認> 資料請求

情報提供システム
データベースの情報は毎月10日ごろ更新いたします。
最新データ更新日: 2017年4月11日
新規追加補収品に関しては各社の「お問い合わせ先」と「製品情報」ページから資料請求

製品検索～資料請求 製品選択型差額計算

ジェネリック医薬品の検索、効能効果の確認、「品質情報概要」等の取得、資料請求を行います。 ジェネリック医薬品を特定して、差額計算

※情報提供システム ホームページ

「情報提供システム」はこちら

参考 日本ジェネリック製薬協会
「情報提供システム」

後発医薬品 情報提供

検索



後発医薬品の品質について

厚生労働省は、後発医薬品の品質に関する情報を発信するために「後発医薬品品質情報」を発刊しています。平成29年6月現在No.8まで発刊されており、バックナンバーはホームページに掲載されています。

健康・医療 後発医薬品品質情報

トピックス

2017年05月31日掲載 [後発医薬品品質情報No.8を掲載しました。](#)

2016年12月22日掲載 [後発医薬品品質情報No.7を掲載しました。](#)

2016年06月30日掲載 [後発医薬品品質情報No.6を掲載しました。](#)

後発医薬品品質情報 No.8

平成29年5月

目次

1. 第19回ジェネリック医薬品品質情報検討会結果概要……………2
2. 医療用医薬品品質情報集(ブルーブック)について……………4
- (コラム) PMDAジェネリック医薬品相談窓口のコラム「目薬のメーカーが変わったら薬液が出にくくなった。」……………8

PMDA「ジェネリック医薬品相談窓口」(くすり相談)

受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時
受付先: 〇1-5556-0477

ホームページでは、ジェネリック医薬品品質情報検討会や後発医薬品等の生物学的同等性ガイドライン等のホームページへのリンクも掲載されています。

「後発医薬品品質情報」はこちら

参考 厚生労働省ホームページ
「後発医薬品品質情報」

後発医薬品品質情報

検索

